

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>大阪信用保証協会</p>	<p>ビルの空調設備機器更新工事について、相手方と契約書を取り交わさず、注文書により発注を行っていた。</p> <p>〔工事名称〕 門真支店 1・2階系統空調設備改修工事 〔工事金額〕 22百万円（税別）</p> <p>大阪信用保証協会（以下「協会」という。）では契約書の取り交わしに関する規定が存在せず、契約を締結する場合には、契約締結内容全般の適否について稟議する際に、併せて契約書を取り交わすか否かも検討されている。</p> <p>本件は、契約相手と過去に取引の実績があり、特殊な工事ではないことから契約リスクは低いものと判断され、契約書は取り交わされていなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>契約書を取り交わさずに発注すると、トラブル発生時に協会と受注者の責任分担が明確でないこと等により、協会が不測の損害を被る可能性がある。</p> <p>このリスクを回避するため、原則として契約書を作成することとし、仮に契約書の作成を省略する場合には、契約金額に応じて注文書又は注文請書を取り交わすこととする関連規定の整備を検討されたい。</p>	<p>協会が締結する売買、請負その他契約について、原則として契約書を作成することとし、注文請書を徴求する等、一定の条件に該当する場合は、作成を省略できる基準を制定した。</p>

金銭出納業務の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																																								
地方独立行政法人 大阪府立産業技術総合研究所	<p>地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）では、中小企業に対して設備機器や試験施設などを開放しており、その使用料として現金を収納している。</p> <p>研究所では保有現金残高が大きくなるごとに銀行口座への預け入れを行っており、その頻度は月に2回から3回程度である。預入れのタイミングは出納事務取扱規程第14条第3項に規定されており、収納金が50万円に達するまでは、その月の月末まで、執務室内の金庫で保管することができるとされており、超過した場合には即日又はその翌日に預金口座に入金する必要がある。</p> <p>平成25年度の現金出納簿（本所）を確認した結果、以下の日付において、50万円を超えているにも関わらず、銀行への預け入れが翌々日以降となっており、出納事務取扱規程が遵守されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="516 884 1368 1167"> <thead> <tr> <th>500,000円超過日</th> <th>銀行預入日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月22日</td> <td>平成25年4月24日</td> </tr> <tr> <td>平成25年5月23日</td> <td>平成25年5月28日</td> </tr> <tr> <td>平成25年6月18日</td> <td>平成25年6月21日</td> </tr> <tr> <td>平成25年7月12日</td> <td>平成25年7月18日</td> </tr> <tr> <td>平成25年10月22日</td> <td>平成25年10月29日</td> </tr> <tr> <td>平成26年3月26日</td> <td>平成26年3月28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成25年度現金残高（月別推移） (円)</p> <table border="1" data-bbox="516 1245 1641 1402"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現金残高</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>510,540</td> <td>254,580</td> <td>163,220</td> <td>120,470</td> <td>176,400</td> <td>265,120</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">現金残高</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> <tr> <td>166,020</td> <td>318,030</td> <td>12,400</td> <td>554,562</td> <td>250,330</td> <td>232,170</td> </tr> </tbody> </table> <p>【地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所出納事務取扱規程】（平成24年4月1日 規程第46号） （現金出納） 第14条 3 現金出納者は、現金を出納したときは、現金出納簿に記帳するとともに、即日又はその翌日に会計規程第17条に規定する取引金融機関の預金口座に入金するものとする。 ただし、その収納金が50万円に達するまでは、その月の末日まで、執務室内の金庫で保管することができる。</p>	500,000円超過日	銀行預入日	平成25年4月22日	平成25年4月24日	平成25年5月23日	平成25年5月28日	平成25年6月18日	平成25年6月21日	平成25年7月12日	平成25年7月18日	平成25年10月22日	平成25年10月29日	平成26年3月26日	平成26年3月28日	現金残高	4月	5月	6月	7月	8月	9月	510,540	254,580	163,220	120,470	176,400	265,120	現金残高	10月	11月	12月	1月	2月	3月	166,020	318,030	12,400	554,562	250,330	232,170	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>現金は多額に保管していると盗難・横領などのリスクが高くなるため、厳格な管理が求められる。今後は出納事務取扱規程の遵守を徹底されたい。</p>	<p>平成26年度からは規程どおりに入金している。今後も規程の遵守を徹底する。</p>
500,000円超過日	銀行預入日																																										
平成25年4月22日	平成25年4月24日																																										
平成25年5月23日	平成25年5月28日																																										
平成25年6月18日	平成25年6月21日																																										
平成25年7月12日	平成25年7月18日																																										
平成25年10月22日	平成25年10月29日																																										
平成26年3月26日	平成26年3月28日																																										
現金残高	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																					
	510,540	254,580	163,220	120,470	176,400	265,120																																					
現金残高	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																					
	166,020	318,030	12,400	554,562	250,330	232,170																																					